

市議会 12月定例会の概要について（教育委員会関係）

会 期 平成 20 年 11 月 27 日から 12 月 16 日まで
（厚生文教常任委員会開催日 12 月 4 日）

教育委員会関係概要

（議 案）

案 件	審議結果	備 考
小田原市立学校条例の一部を改正する条例	原案可決	

（予 算）

案 件	審議結果	備 考
12 月補正予算	原案可決	概要別紙のとおり

（陳 情）

案 件	審議結果	備 考
小田原駅前再開発ビル内の市立の図書館開設と図書館整備のための検討委員会設立に関する陳情書	継続審査	概要別紙のとおり

（一般質問）

別紙一覧のとおり

平成20年12月議会の概要について

一般質問（教育委員会関係質問事項）

質問順	議員名	質問事項	所管課	NO	頁
7	大村	2 温水プールについて (1) 以前に計画されていた小田原市総合文化体育館の第2期工事室内温水プール建設計画について (2) 三の丸小学校の屋内温水プールの利用について	教育政策課 学校教育課 スポーツ課	1 ～ 5	1 ・ 2
9	安野	1 「食育」推進の施策について (3) 学校給食での取り組み状況について	学校保健課	6	2
11	佐々木	2 子どもたちの遊び場、居場所について (2) 今後の子どもたちの遊び場確保について	(子育て支援課) (みどり公園課) 青少年課	7	2
		3 特別支援教育について (1) 現状と課題について (2) 今後の充実に向けての方向性について	学校教育課	8 ・ 9	2
13	堀村	2 発達障がい児支援の充実について (3) 小学校就学に向けた移行支援等について	学校教育課	10	3
15	加藤	2 学校教育について (1) 平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について (2) 少人数学級について (3) トイレ掃除について	学校教育課	11 ～ 17	4 ・ 5
18	関野	3 小田原市農業への対応策について (5) 地産地消について	学校保健課	18	5

※ 一般質問

議員	NO	答弁	質問要旨	答弁要旨
大村	1	市長	小田原市総合文化体育館の第2期工事室内温水プール計画から今日までの経過についてどのように認識と見解を持っているのか伺いたい。	温水プールについては、過去の議会においても何度か議論されてきた。特に、前教育長が、温水プールについては小田原アリーナの用地等をご提供いただいた地権者の皆様方や市民の皆様の要望があったけれども、ほかにも市民要望の高い施設、スポーツ施設だけでなく文化施設、芸術施設もある。現在の非常に厳しい財政状況の中で、今後、どのような位置づけにしていくのか、総合計画の見直しの中で考えていく、また、その中でいろいろと議論していく、と御答弁申し上げたと伺っている。また、前市長が温水プールに関連した質問に対しての答弁の中で、温水プールが、総合計画に位置付けられたこと等においても、行政は生き物であり、全体計画の中でいろいろと変化がある。市民施設全体をどのように位置付けていくのか、ということ、を、現況の厳しい財政状況あるいは将来計画等々を見きわめながら、見直しする中で考えてまいりたい、と御答弁されたと聞いている。
	2	市長	以前の計画は別にして、市民の要望が高い温水プールの必要性について、市長の考えを伺いたい。	小田原市内におけるスポーツ施設的环境は、民間における施設やプログラムの充実などにより大きく変化してきている。特に、一般開放されている民間の温水プールは現在市内に4ヶ所、また周辺の公共施設と民間を合わせると9ヶ所もあり、非常に充実しているものと考えている。現在、本市の喫緊の課題として、市民ホールの建設や小田原駅周辺の再開発、小田原地下街の再開等、多額の投資を伴うものがいくつもある。また、現在ある公共施設においても、小田原アリーナや図書館等の市民利用の高い生涯学習施設を含む様々な公共施設においては、経年劣化等による修繕費等に多額の経費を要しているのが現状である。市の財政状況が非常に厳しい中で、多額の事業費及び管理運営費を要する温水プールの整備を位置付けていくことは難しい状況にあると考えている。
	3	教育長	三の丸小学校室内プールは、なぜ一般開放を行っていないのか。	三の丸小学校室内プールについては、校舎建設時に、学校関係者や地域住民等からなる「三の丸小学校新校舎建設委員会」の中で、その形態や一般開放について議論された末、「教育施設であり、学校の使用を最優先し、一般開放は行わない」こととして建設された経緯がある。また、プールが学校建物の地下に位置し、開放できる窓が少ない上、温水で蒸し暑くなるにもかかわらず、冷房がない等の設備上の問題や、教育施設に不特定多数が出入りすることに係る管理上、衛生上の問題、さらに開放にあたっての施設運営費等に多額の経費を要するなど、一般開放にあたっては、さまざまな課題が存在することをご理解いただきたい。

大村	4	教育長	三の丸小学校室内プールの授業における利用状況はどうか。	プールの利用時期については、平成19年度・平成20年度とともに6月にプールを開場し、10月1日にそれぞれ閉場した。また、授業時数などについては、平成19年度においては、6月から10月の間に60時間、のべ3,377人が利用し、平成20年度においては、同じ時期に60時間、のべ2,900人が利用した。
	5	教育長	三の丸小学校室内プールの授業以外での利用状況はどうか。	三の丸小学校室内プールは、授業以外では、年2回のPTA開放及び7月に7回実施される財団法人小田原市体育協会主催の少年少女水泳教室で使用されている。PTAのプール開放については、平成19年度は6月と9月に計2回開催し、210人が利用、平成20年度は7月と9月に計2回開催し、240人が利用した。このほか、財団法人小田原市体育協会主催の少年少女水泳教室が例年7月に7日間開催されており、平成19年度は、18時間でのべ910人が利用、平成20年度は、18時間30分でのべ980人が利用した。
安野	6	教育長	学校給食で使用する食材、食に関する指導及び啓発活動の取り組み状況について伺いたい。	学校給食における食育は、学校給食を「生きた教材」として活用し、「食に関する指導」を効果的に行い、児童生徒の望ましい食習慣の形成に役立てることにある。食育の一環として、学校給食で使用する食材については、地元の農水産物やその加工品を積極的に活用する地産地消に取り組んでいる。学校栄養職員においては、従来から給食時に行っている食に関する指導に加え、家庭科や総合学習、特別活動などの教科の時間に「朝食の大切さ」や「バランスの良い食事」などについて授業を展開し充実を図っている。また、成長期の食習慣の育成をテーマに、「親子料理教室」、「学校給食食育講演会」、「学校給食展」などを開催し、食育推進のための啓発事業を行っている。今後も学校給食をとおして、食育の推進に努めてまいりたい。
佐々木	7	市長	新たな子どもたちの遊び場や居場所の確保について、その方向性や具体的な取り組みをどう考えているか。	公園やみどりの広場については、用地の確保が課題であるため、地権者のご協力をいただきながら、その確保に努めていく。児童遊園地については、自治会等が管理しているが、財政的な支援を行いながら、遊園地の確保に努めていく。児童館や小図書館については、新たな建設が難しいため、現段階では、地域が主体となって設置・運営されるよう工夫し、これに行政が必要な支援を行なっていく形を考えている。近年、都市環境の状況や、塾・習い事といった子どもたちの生活時間や遊び方の変化など、子どもを取り巻く環境には様々な背景があるため、遊び場や居場所の確保については、市民ニーズの把握など多様な視点から考え、地域社会全体で取り組んでいく必要があると考えている。

佐々木	8	教育長	<p>教育委員会として、特別支援教育の現状と課題について見解を伺いたい。</p> <p>本市では、障害のあるなしにかかわらず、教育上配慮を要する子ども一人ひとりに対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な支援を行っているところであり、本市のすべての子どもが幸せを実感できるようにと願っている。その具現化に向けて、各校では、校内の支援体制を有効に機能させるために、教育相談コーディネーターを配置し、校内委員会の充実に努めている。校内委員会では、子ども一人ひとりの実態把握をするとともに、個別の支援計画や個別教育計画を作成するなどし、子ども一人ひとりに応じた具体的な支援方法の充実に努めている。また、必要に応じて、特別支援学校に巡回相談を要請し、助言を受けるなど、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を活用している。</p> <p>教育委員会としては、学校を支援する取組みとして、研修会を行い、特別支援教育についての理解を深めるとともに、特別支援教育相談室「あおぞら」を設置し、保護者や教員の相談に応じたり、巡回相談を行ったりしている。このように、特別支援教育の充実に努めているものの、児童・生徒の教育的ニーズの多様化・複雑化に対応していくためには、校内の支援体制がさらに有効に機能するように、全職員の共通理解のもと組織的に取り組むことや学校と保護者・関係機関との連携を密にしていくための体制作りが課題であると考えている。</p>
	9	教育長	<p>教育委員会として、今後の特別支援教育の充実に向けての方向性について見解を伺いたい。</p> <p>今後の特別支援教育の充実に向けて、各校の校内支援体制をさらに有効に機能させるために、教育委員会で現在行っている研修会を、教育相談コーディネーター、特別支援学級担任、通常の学級の担任に対して、それぞれのニーズに、より合った研修内容・研修方法にしていく。また、教育委員会職員が直接学校を訪問し、必要に応じてケース会議に参加する中で、校内の支援体制の状況の把握や、関係機関との連携が一層図られるような助言をするなど、校内支援体制の充実に努めていきたいと考えている。さらに、現在、特別支援教育相談室「あおぞら」等で巡回相談を実施しているが、それだけでは十分に対応できないケースも増えていることを踏まえ、保護者や関係機関と連携し、必要に応じて、医療面、心理・発達面を含めた専門的な助言が受けられるような専門家チームの設置について、検討していきたい。</p>

堀村	10	教育長	就学前に発達障害であることが分かった幼児について、就学相談を行い、小学校へ支援をつなげることが必要と考えるが、市の見解を伺いたい。	発達障害児の小学校就学に向けた支援について質問があった。本市では、小学校入学前幼児の心身の発達と就学についての悩みを持っている保護者を対象に就学相談を行っている。就学相談の希望があった場合は、学校教育課職員や臨床心理士等が、幼稚園や保育園などを訪問して幼児の様子を観察したり、必要に応じて検査をしたりして、保護者と適切な支援について話し合いを持っている。その後、特別支援学級入級予定となった幼児については、保護者の了解の下、在籍する園と保護者が「個別の支援計画」を作成し、小学校入学後すぐに適切な支援が受けられるように連携を図っている。今後も、19番堀村議員のご意見も参考にしながら、さらに子どもたちが適切な支援を受けられるよう、十分な支援体制の拡大等に努めていきたい。
	11	教育長	小田原市のいじめ・暴力行為の実態について伺いたい。	平成19年度のいじめの件数は、小学校が58件、中学校が19件、暴力行為の件数は、小学校が8件、中学校が92件である。
加藤	12	教育長	小田原市のいじめ・暴力行為の原因や内容について伺いたい。	いじめの内容については、「冷やかし・からかい・悪口等」が最も多く、次いで「仲間はずれや集団による無視」「暴力をふるわれる」となっている。暴力行為の内容については、「生徒間暴力」が最も多く、次いで「対教師暴力」「対人暴力」「器物損壊」となっている。いじめ・暴力行為の原因については、本調査の項目にあげられていないが、「思春期における心の不安定」「本人の人間関係のトラブル」「家庭の様々な状況」が考えられ、それらが複雑に絡み合ったストレスが原因となっていると思われる。
	13	教育長	小田原市のいじめ・暴力行為に対する学校や教育委員会の姿勢・対応について伺いたい。	教育委員会では、教育活動全般を通して良好な人間関係づくりを構築し、仲間を思いやる心・仲間を大切にする心を育むことが、いじめ及び暴力行為を減少させる原動力となると考えている。そこで、各学校では、日常的に子どもの変化を見逃さないように留意していくために、きめ細やかな教育相談の実施等をしている。また、児童会や生徒会など、子どもたち主体の活動の中で、「自分たちの手で、いじめや暴力行為をなくしていこう」という意識を高められるように、子どもたちの力を生かした柔軟な指導をしている。
	14	教育長	小田原市の少人数学級編制の実施校は何校か伺いたい。	小田原市では、平成16年度から小学校1年生を対象に、35人以下学級の少人数学級編制を導入している。今年度は、市内25小学校の内、1クラスが35人を超えている8校で実施している。これにより、市内すべての小学校1年生で、35人以下の学級を実現している。

加藤	15	教育長	1クラスにおける適正人数について伺いたい。	国の学級編制の基準では、1クラス的人数が40人以下と定められている。この基準に照らし合わせたとき、1クラス的人数は20人から40人の範囲内となり、この人数が適正人数となる。本市では、特に入学直後の児童が、教室で騒いだり、歩き回ったりして学校生活になじめないといった「小一プロブレム」が心配される小学校1年生に対して、児童一人ひとりに対してきめ細やかな指導が必要であると考えている。そこで、1クラス的人数を35人以下とする少人数学級編制を実施し、適正人数を17人から35人の範囲内に引き下げている。
	16	教育長	教育委員会としては、少人数学級編制により、どのようなメリットがあると考えているか。	義務教育の入門期である小学校1年生において、少人数学級編制を実施することにより、学習面、生活面ともに児童一人ひとりに目が行き届き、きめ細やかな指導が可能となっている。具体的には、少人数になったことにより、「先生が、一人ひとりの児童に、声をかける回数が増えた」「児童が学級の中で発言する機会が増えた」といった効果が見られている。これらの積み重ねによって、児童の不安が解消され、1年生の児童が新しい環境に戸惑うことなく学校生活になじむことができるなどの成果があがっているものと考えている。さらに、教室のスペースにゆとりが生まれるので、児童が伸び伸び生活でき、学習活動においても安全で充実した様々な活動が行える等のメリットもある。
	17	教育長	小田原市の小中学校のトイレ掃除の実態について伺いたい。	市内の小中学校では、児童によるトイレ掃除を、全25校中3校が行っており、22校は行っていない。トイレ掃除を行っている3つの小学校では、「手洗い場や入口付近を掃く」といった掃除内容に限定している。その理由は、通常の掃除場所と同じように衛生面の支障を来たすことのない掃除内容を優先しているためであり、便器等の掃除は用務員が行っている。中学校では、市内全校で、生徒自らが「床を掃く、または、モップで拭く」「手洗い場をたわしで洗う」「便器を柄付きブラシで洗う」といった方法でトイレ掃除を行っている。
関野	18	教育長	学校給食にもより一層、地場産の農畜産物を導入し、子ども達の教育にも生かす必要がある。見解を伺いたい。	学校給食にもより一層、地場産の農畜産物を導入し、子ども達の教育にも生かす必要があるのではとの質問があった。学校給食においては、食について知識を深め、郷土を愛する心を育てることを目的に、地元の農水産物の生産や加工・流通の仕組み、食の安全、栄養等について児童生徒に指導し、食育の一環として、地産地消を推進しているところである。具体的には、地元の農協や生産者、水産加工組合等関係機関と連携を図り、米・みかん・キウイフルーツ・その他季節の野菜や地魚などを積極的に使用している。今後も「生きた教材」となる地元食材を積極的に活用し、食育の充実と推進に努めてまいりたい。

学校給食費の改定について

1. 改定の理由

本市の学校給食費は平成11年度に改定後、これまで10年間据え置かれていたが、平成20年度に入ってから学校給食で使用する食材費が急騰し、献立内容の維持が困難になってきた。

このため、モデル献立の内容を見直し、最近の経済情勢等を考慮して保護者の負担を極力抑え、値上げ幅については、一律100円とした。

2. 改定給食費

平成21年4月から次のとおり改定する。

	改定給食費	現行給食費	改定率	年間回数
小学校	3,900 円	3,800 円	2.6%	184 回
中学校	4,600 円	4,500 円	2.2%	179 回
幼稚園	3,500 円	3,400 円	2.9%	170 回

小学校 25 校（児童数 10,877 人）

中学校 12 校（生徒数 5,154 人）

幼稚園は 6 園中下中・前羽の 2 園（園児数 92 人）

H20.5.1 現在

3. 改定の経緯

①学校給食費検討委員会で3回にわたり、検討した。

第1回 8月21日 第2回 9月29日 第3回 10月31日

委員構成

小中学校長・園長 9名

保護者（PTA） 8名

栄養士 2名

②1月21日に開催した小田原市学校給食会総会で承認された。

給食会会長：青木 秀夫（教育長）

構成員：学校給食を実施している各小・中学校長、園長

各小・中学校、園の保護者代表

教育長、教育委員会職員 81名

小田原市学校給食費の推移

(1)小学校

実施年月	予定回数	月額給食費	改定率	継続期間	備考
昭和22年		20～30円			
昭和30年		300		8.0	
昭和34年 4月	184	330	10.0	4.0	
昭和36年 4月	190	360	9.1	2.0	
昭和38年 4月	190	420	16.7	2.0	
昭和39年 5月	190	500	19.0	1.1	
昭和40年 9月	190	600	20.0	1.4	
昭和42年 5月	190	670	11.7	1.8	
昭和43年 7月	188	830	23.9	1.2	
昭和44年 7月	186	900	8.4	1.0	
昭和45年 7月	185	1,000	11.1	1.0	
昭和46年 7月	185	1,200	20.0	1.0	幼 1,000円
昭和48年 6月	185	1,500	25.0	1.9	
昭和49年 4月	185	2,000	33.3	10ヶ月	幼 1,800円
昭和51年 4月	185	2,500	25.0	2.0	幼 2,300円
昭和56年 2月	185	3,000	20.0	4年10ヶ月	幼 2,800円
平成 2年 4月	185	3,400	13.3	9.2	幼 3,100円
平成11年 4月	181	3,800	11.7	9.0	幼 3,400円
平成18年 4月	184	3,800	—	10.0	幼 3,400円
平成21年 4月	184	3,900	2.6		幼 3,500円

(2)中学校

実施年月	予定回数	月額給食費	改定率	継続期間	備考
昭和47年10月	185	1,600			
昭和48年10月	185	1,900	18.8	1.0年	
昭和49年 4月	185	2,400	26.3	0.5	
昭和51年 4月	182	2,900	20.8	2.0	
昭和56年 2月	182	3,400	17.2	4年10ヶ月	
平成 2年 4月	182	4,000	17.6	9.2	
平成11年 4月	174	4,500	12.5	9.0	
平成18年 4月	179	4,500	—	10.0	
平成21年 4月	179	4,600	2.2		

※昭和47年10月18日中学校給食開始

県内各市の給食費の値上げ状況(県教委まとめ) 資料2

2009/1/14現在

(小学校)

市名	平成19年3月時点の月額(円)	値上げ後の月額(円)	改定率(%)	値上げ時期
南足柄市	4,100	—	—	—
横浜市	3,700	4,000	8.1	平成21年1月
横須賀市	3,300	4,000	21.2	平成21年4月
鎌倉市	3,600	4,000	11.1	平成21年4月
相模原市	3,700	4,000	8.1	平成21年4月
大和市	3,700	4,000	8.1	平成21年4月
伊勢原市	3,700	3,950	6.8	平成20年9月
小田原市	3,800	3,900	2.6	平成21年4月
茅ヶ崎市	3,600	3,900	8.3	平成20年4月
川崎市(3・4年生)	3,500	3,850	10.0	平成21年4月
座間市	3,800	—	—	検討中
綾瀬市	3,800	—	—	検討中
逗子市	3,750	—	—	検討中
厚木市	3,700	—	—	—
海老名市	3,700	—	—	検討中
平塚市	3,455	3,700	7.1	平成20年4月
藤沢市	3,600	—	—	検討中
三浦市	3,600	—	—	検討中
秦野市	3,600	—	—	検討中

(中学校)

市名	2008年3月時点の月額	値上げ後の月額	改定率(%)	値上げ時期
小田原市	4,500	4,600	2.2	平成21年4月
相模原市(旧津久井町 旧城山町)	4,200	4,600	9.5	平成21年4月
南足柄市	4,500	—	—	—
大和市	4,150	4,450	7.2	平成21年4月
綾瀬市	4,300	—	—	検討中
三浦市	4,200	—	—	検討中
厚木市	4,000	—	—	—